



【外国人材活躍推進プログラム】

中堅・中小企業のグローバル展開における
外国人留学生等の活用セミナー

外国人労働者を巡る最近の動向

～高度外国人材の活用促進のために～

平成28年4月26日

厚生労働省職業安定局

派遣・有期労働対策労働部

外国人雇用対策課長 久知良 俊二

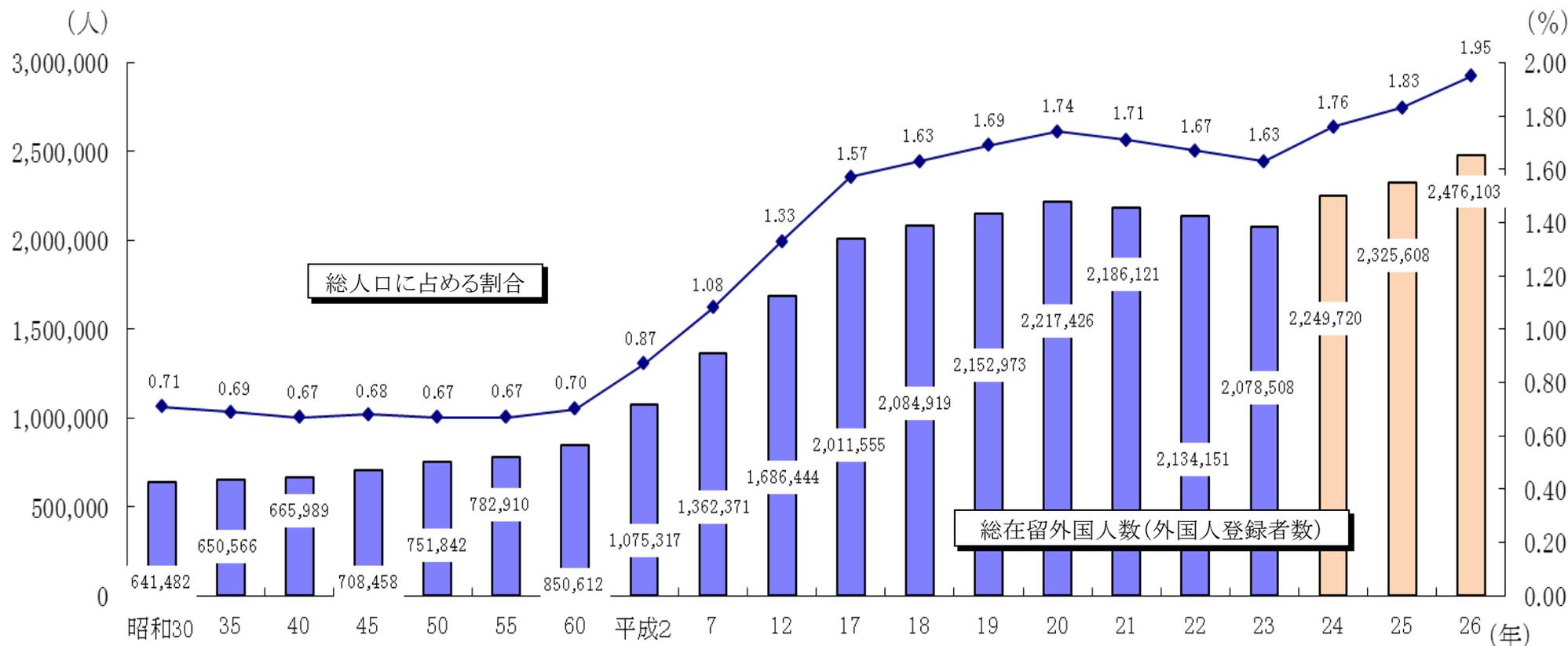
本日お話しさせていただく内容

1. 外国人労働者の現状
2. 外国人労働者を巡る最近の動向
3. 留学生の雇用対策

(参考資料)

1. 外国人労働者の現状

総在留外国人数と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1)本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2)平成23年末までは外国人登録者数、24年末以降は在留資格又は特別永住者の地位をもって在留する総在留外国人数である。

(注3)「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

日本で就労する外国人の 카테고리 (総数 約90.8万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約16.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約36.7万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約16.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約1.3万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約19.2万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別に見た外国人労働者数の推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
外国人労働者総数		686,246	682,450	717,504	787,627	907,896
在留資格別	専門的・技術的分野の 在留資格	120,888	124,259	132,571	147,296	167,301
	うち技術・人文知識・国際業務	-	-	-	-	(※)121,160
	うち技術	38,290	37,189	39,244	43,948	-
	うち人文知識・国際業務	46,801	49,799	54,259	61,033	-
	特定活動	5,939	6,763	7,735	9,475	12,705
	技能実習	130,116	134,228	136,608	145,426	168,296
	資格外活動	109,612	108,492	121,770	146,701	192,347
	留学	92,660	91,727	102,534	125,216	167,660
	その他	16,952	16,765	19,236	21,485	24,687
	身分に基づく在留資格	319,622	308,689	318,788	338,690	367,211
	うち永住者	154,010	156,883	170,238	187,865	208,114
	うち日本人の配偶者等	74,625	69,771	68,408	69,727	72,895
	うち定住者	84,943	75,438	72,804	73,220	77,234
	不明	69	19	32	39	36

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末現在)」

(※)平成27年4月の在留資格「技術・人文知識・国際業務」の新設に伴い、これまで「技術」「人文知識・国際業務」であった者が「技術・人文知識・国際業務」に移行。

国籍別に見た外国人労働者数の推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
外国人労働者総数		686,246	682,450	707,504	787,627	907,896
国籍別	中国(香港等を含む)	297,199	296,388	303,886	311,831	322,545
	韓国	30,619	31,780	34,100	37,262	41,461
	フィリピン	70,301	72,867	80,170	91,519	106,533
	ベトナム	22,617	26,828	37,537	61,168	110,013
	ネパール	7,002	9,108	14,175	24,282	39,056
	ブラジル	116,839	101,891	95,505	94,171	96,672
	ペルー	25,036	23,267	23,189	23,331	24,422
	G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	50,321	51,156	53,584	57,212	61,211
	うちアメリカ	21,663	22,110	23,277	24,824	26,376
	うちイギリス	8,438	8,603	8,912	9,493	10,044
その他	73,314	69,165	75,358	86,851	105,983	

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末現在)」

日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	907,896	167,301	367,211	168,296	12,705	192,347
中国	322,545	72,071	77,426	85,935	3,063	84,047
韓国	41,461	17,585	14,896	137	2,045	6,798
フィリピン	106,533	4,877	85,021	15,087	746	800
ベトナム	110,013	7,900	8,060	43,828	719	49,504
ネパール	39,056	3,372	2,050	357	1,413	31,864
ブラジル	96,672	462	96,030	34	13	133
ペルー	24,422	86	24,230	44	6	56
その他	167,194	60,948	59,498	22,874	4,700	19,145

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成27年10月末現在）」

2. 外国人労働者を巡る最近の動向

外国人労働者の受入れについて我が国の基本的考え方

- 経済社会の活性化の観点から、高度の専門的な知識又は技術を有する外国人の就業を積極的に促進。
- 高度外国人材の受入れ及び定着を支援することが重要であり、就労環境、生活面などの環境整備について、政府全体で取り組む。
- 他方、外国人労働者の受入れ範囲の拡大は、労働市場や国民生活への影響等を踏まえ、国民的議論が必要。

【参考】 出入国管理及び難民認定法上の仕組み

○ 我が国に入国・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留

※ 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

(出入国管理及び難民認定法)

1 当面の基本的考え方

○ 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人の我が国における就業を促進する。 (雇用対策法第4条)

○人口減少への対応については、単純に外国人の受入れで補おうとするような考え方をとるべきではなく、まずは労働者の処遇や労働環境の改善を図り、女性、若者及び高齢者等の国内人材の確保等に最大限努めるべきである。

○ 日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくには、優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込むことが重要である。

(「平成27年度雇用政策研究会報告書」平成27年12月)

2 将来的な対応

9 国際化への対応

(4) 外国人労働対策

(中略)なお、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。

また、単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として外国人労働者の受入れを考えることは適当でなく、まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要である。

(第9次雇用対策基本計画(抄) 平成11年8月)

第2 今後の雇用政策の基本方針

2 雇用政策の基本的な方向性 (3)「全員参加の社会」の実現に向けて

ト 外国人材の活用により我が国の経済活性化を

日本経済の活性化や国際競争力強化という観点から、高度外国人材の受入れ及び定着を支援することが重要であり、就労環境、生活面などの環境整備について、政府全体で取り組む。

(中略)企業における雇用管理の改善を促進するほか、日本語能力の改善等を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進等を通じて安定した雇用を確保し、意欲と能力に応じた働き方を実現する。

(中略)外国人労働者の受入れ範囲については、出入国管理及び難民認定法上、「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を総合的に勘案して決定されているところであり、範囲の拡大については、労働市場や医療・社会保障、教育、地域社会への影響や治安等国民生活への影響も踏まえ、国民的議論が必要である。

(「雇用政策基本方針」平成26年4月厚生労働省告示)

【「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）における主な項目】

【高度外国人材の活用】

- 留学生の国内企業への就職支援や、高度外国人材の就労環境等に係る課題の洗い出し・解決策について、年度内を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施。
- 留学生の国内企業（特に中小企業）への就職拡大のため、関係省庁連携の下、マッチング機能を充実。

【建設及び造船分野における外国人材の活用】

- 建設業について、緊急かつ時限措置として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定。2015年度初頭からの受入れ開始を目指す。
- 建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業について、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずる。

【外国人技能実習制度の抜本的な見直し】

- 新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。あわせて、業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会（仮称）の設置により、問題事案の情報共有を円滑に行う体制を整備する。
- 制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものを随時対象職種に追加。介護分野は、経済連携協定に基づく受入れ、資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係を整理し、日本語要件等の観点も踏まえ、年内を目途に結論。
- 一定の条件を満たす優良な監理団体・受入れ企業について、技能等のレベルの高い実習生に、一旦帰国の後最大2年間の実習を認めることとし、2015年度中に施行。
- 一定の条件を満たす優良な監理団体・受入れ企業について受入人数枠の拡大を認めることとし、2015年度中に施行。

【製造業における海外子会社等従業員の国内受け入れ】

- 企業グループ内で短期転勤の上、技術等の習得をすることにつき、外国人従業員の受入れを柔軟に認めることとし、年度内に具体的な制度設計。

【介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等】

- 日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の国家資格を取得した留学生の就労を認めること等について、在留資格の拡充を含め、年内を目途に制度設計等。

【外国人家事支援人材の活用】

- 女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区において試行的に、外国人家事支援人材の入国・在留が可能となるよう検討を進め、速やかに所要の措置。

【中長期的な検討】

- 外国人材の受入れの在り方について、移民政策と誤解されないように配慮しつつ、かつ国民的なコンセンサスを形成しつつ、総合的な検討を進める。

「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)における主な項目

【高度外国人材受入れ促進のための取組強化】

- 本年4月に「高度専門職」の在留資格が創設されたことも踏まえ、業界団体等も活用しつつ「高度人材ポイント制」等について戦略的に広報する仕組みを速やかに立ち上げ、周知と利活用を図る。
- 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月17日 対日直接投資推進会議決定)に沿って外国人受入れ環境の改善を進める。

【留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化】

- 外国人留学生等に対する一層の就職支援強化を図るため、関係府省・団体が連携して、本年夏にも、外国人留学生等と採用に意欲のある企業等を対象としたマッチングイベントを開催するとともに、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等において外国人留学生等の求職情報と外国人材の活用に積極的な企業の求人情報を集約させ、求職・求人のマッチング機能を充実させるなどの取組を行う。さらに、外国人留学生等の就職支援に向けた関係府省の取組の効果を検証し、更なる支援策の改善等につなげていく。

【IT・観光等の「専門的・技術的分野」における外国人材の活躍促進】

- 2020年には、情報通信業に従事する外国人IT人材を3万人(現状)から6万人へ倍増することを目指し、経営学等の人文科学の分野に属する知識を有する外国人材がIT技術者として活躍すること等がより円滑に行えるよう、本年中を目途に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件について許可事例等を示すことにより明確化・周知を図るなどの施策を講ずる。
- 訪日外国人旅行者数増大に積極的に対応できるよう、観光分野における外国人材の活用のニーズを的確に把握し、専門的・技術的分野と評価できるものについて、在留資格要件の見直し等を行っていく。当面は、フロントでの接客・案内等の業務に従事しているなど一定の要件を満たす場合には、現行制度上外国人の在留が認められることを明確化し、周知等を行うなどの施策を講ずる。

【経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進等】

- 経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し、本年度中に結論を得る。

【中長期的な外国人材受入れの在り方検討】

- 経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

3. 留学生の雇用対策

専門的・技術的分野の外国人人数及び留学生数

○専門的・技術的分野における外国人登録者数の推移

・平成26年末現在の登録者数は21万4,244人（10年前の約1.7倍に増加）

※「その他」については、就労を目的とする在留資格の外国人のうち、「外交」、「公用」の在留資格の者を除いたもの。

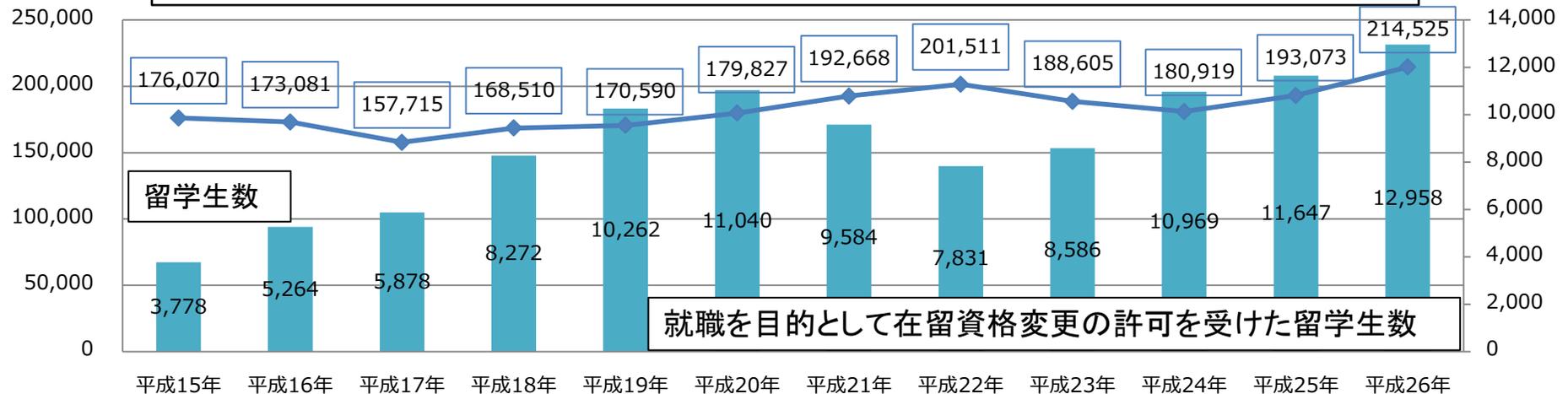


出典)法務省「在留外国人統計」

○日本における留学生数の推移

・平成26年末現在の留学生の総数は21万4,525人（10年前の約1.2倍に増加）。

留学生の就職も以前より増加（H15:約3,800人→H25:約11,600人で約3.1倍(※)）。



出典)法務省「在留外国人統計」、「留学生の日本企業等への就職状況について」

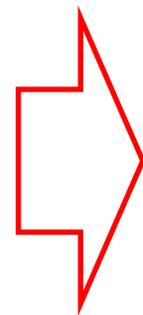
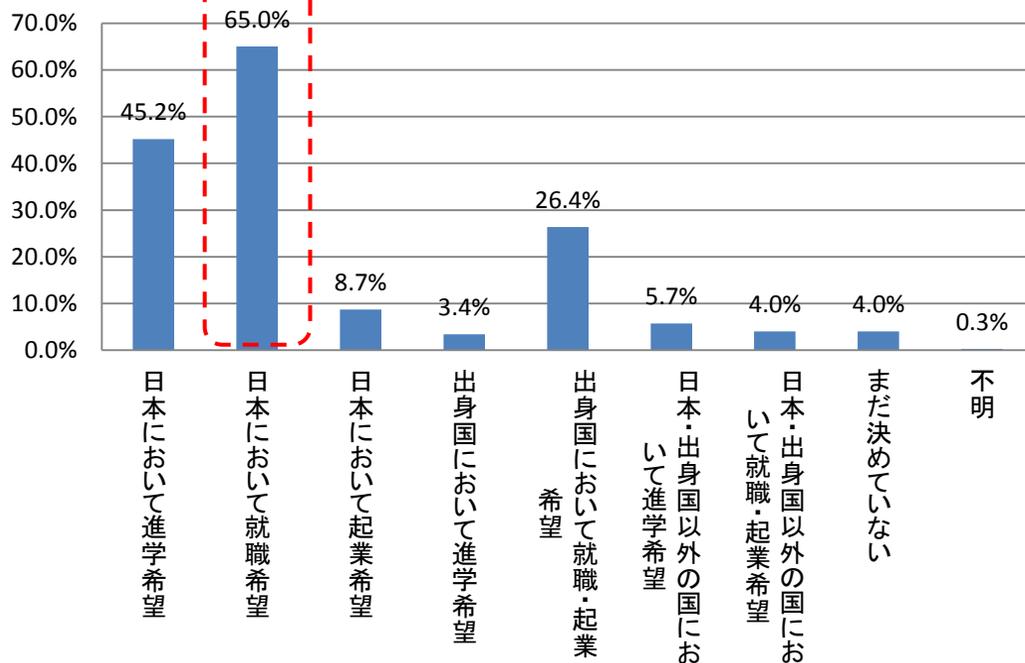
※22年7月1日に改正入管法が施行され、「留学」と「就学」の在留資格が一本化された。

留学生の卒業後の進路希望と就職状況

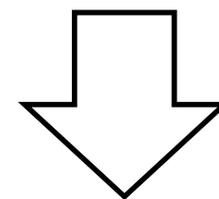
- 留学生全体の卒業後の進路の希望の調査(複数回答)では、「日本で就職を希望」(65.0%)する者が最も多く、次いで「日本で進学希望」(45.2%)する者が多い。
- 一方実際に日本で就職している者は卒業留学生のうち2割程度となっている。

➡ 活用の余地！！

留学生卒業後の進路希望 (複数回答あり)



卒業(修了)
留学生※
39,650人



日本で就職: 9,382人(23.7%)

※平成25年度中に卒業(修了)した外国人留学生
資料出所:(独)日本学生支援機構
「平成25年度外国人留学生進路状況調査結果」

留学生の就業促進に向けた施策の実施状況

○ 「外国人雇用サービスセンター」(外国人版ハローワーク:東京・愛知・大阪)を、高度外国人材の就職支援の拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットを活用し、意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供するとともに、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナー(※)を設置するなど、留学生への就職支援を強化。

※ 留学生コーナー設置箇所(平成28年4月1日現在)

北海道、宮城、埼玉、千葉(千葉、松戸)、東京、神奈川、石川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡(16箇所)

全国的ネットワークによるマッチングの促進

I 外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業にいたるまで複数年にわたり、全国のかつきめ細かな就職支援を実施

○ 外セン等の求職、相談の状況

	(H24)	(H25)	(H26)
・ 新規求職者数	6,768件	8,314件	8,741件
・ 相談件数	20,494件	24,157件	23,927件

意識啓発・カウンセリング等

II 大学の就職担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行うほか、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、留学生の意識・動機付けに向けて連携

○ 外セン等におけるガイダンス等の実施状況

・ ガイダンス参加学生数	(H24) 2,265名	(H25) 3,301名	(H26) 4,004名
・ 面接会参加学生数	(H24) 3,500名	(H25) 4,385名	(H26) 4,747名

留学生インターンシップ・大学との連携

III 企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを実施。また、大学の就職支援担当者との情報交換を実施(インターンシップは夏季と春季に実施)

○ インターンシップ受入実施企業数

	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)
・ 84社	94社	88社	86社	86社	86社	

○ インターンシップ参加学生数

	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)
・ 145名	173名	159名	152名	155名	146名	

人材マネジメント改革・新規求人の開拓

IV このほか、「外国人指針」の普及・啓発による企業の意識改革を図るとともに、併せて新規求人企業の開拓を実施。

- ① 企業の活性化、国際化を図るためには、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的であること
- ② 社員像の明確化、人事管理の透明化、多様なキャリアパスの提供等により、多様な人材が能力を発揮しやすい環境の整備を図ること
- ③ 「高度外国人材活用のための実践マニュアル」等を活用した企業支援等

外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー所在地一覧

外国人雇用サービスセンター

(平成28年4月現在)

都道府県	施設名	住所	電話番号
東京	東京外国人雇用サービスセンター	〒163-0721 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03(5339)8625
愛知	名古屋外国人雇用サービスセンター	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	052(264)1901
大阪	大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階	06(7709)9465

留学生コーナー

都道府県	施設名	住所	電話番号
北海道	北海道新卒応援ハローワーク	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル9階	011(233)0222
宮城	仙台新卒応援ハローワーク	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12階	022(726)8055
埼玉	埼玉新卒応援ハローワーク	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル6階	048(650)2234
千葉	千葉新卒応援ハローワーク	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043(242)1181 (45#)
	まつど新卒応援ハローワーク	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	047(367)8609 (48#)
東京	東京新卒応援ハローワーク	〒163-0721 新宿区新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03(5339)8609
神奈川	横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045(312)9206
石川	金沢新卒応援ハローワーク	〒920-0935 金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階	076(261)9453
愛知	愛知新卒応援ハローワーク	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	052(264)0701
三重	みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津3階	059(229)9591
京都	京都新卒応援ハローワーク	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階	075(280)8614
大阪	大阪新卒応援ハローワーク	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06(7709)9455
兵庫	神戸新卒応援ハローワーク	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階	078(361)1151
岡山	おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階	086(222)2904
広島	広島新卒応援ハローワーク	〒730-0011 広島市中区基町12-8 宝ビル6階	082(224)1120
福岡	福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス12階	092(714)1556

関係省庁・機関が連携した留学生に対する就職支援の取組

「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、高度外国人材の「卵」たる留学生等の国内での就職拡大に向けて、関係省庁・機関連携の下、セミナーやイベント等を通じて、留学生と企業を結びつける仕組みを強化

外国人材活躍推進プログラム

セミナー 関連

1. 企業向けセミナー

(JETRO主催)

- 海外展開等を目指すなど、外国人の雇用に興味・関心の高い企業経営者・採用担当者向けに、外国人の雇用に関する留意点や成功事例などを紹介するセミナーを実施。

◆ 中堅中小企業のグローバル展開における外国人留学生の活用セミナー (4月26日(火) ジェトロ本部)

2. 大学の留学・就職担当向けセミナー

(JASSO主催)

- 日本での就職を希望する留学生に対して大学担当者が適切な支援・協力が行えるように、インターンシップや就職支援に関する制度や政策的な取組について事例紹介を行うセミナーを実施。

◆ 外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション (6月14日(火) 東京ビッグサイト)

マッチング

3. 就職面接会 (厚生労働省/東京労働局主催)

- 7月27日(水)/新宿NSビルイベントホール/企業100社程度予定
- この他にも、10月頃都内で開催予定

4. 外セン、新卒応援ハローワーク等を母体とした恒常的なマッチング

- 文部科学省から大学等に対して、外セン等の利用勧奨、施策の周知を行うとともに、中小企業庁、JETRO等から、留学生の採用に関心の高い企業等に対して施策の周知と併せて求人を要請。
- 文部科学省から、各大学の留学生情報(大学別(都道府県別)、専攻分野別、国籍別、年次別)や各大学等の就職担当者情報を提供いただき、各労働局と共有。
- 日本貿易振興機構主催セミナー参加企業等に対して、留学生の採用に関するアンケート調査を行い、その結果を各労働局と共有。

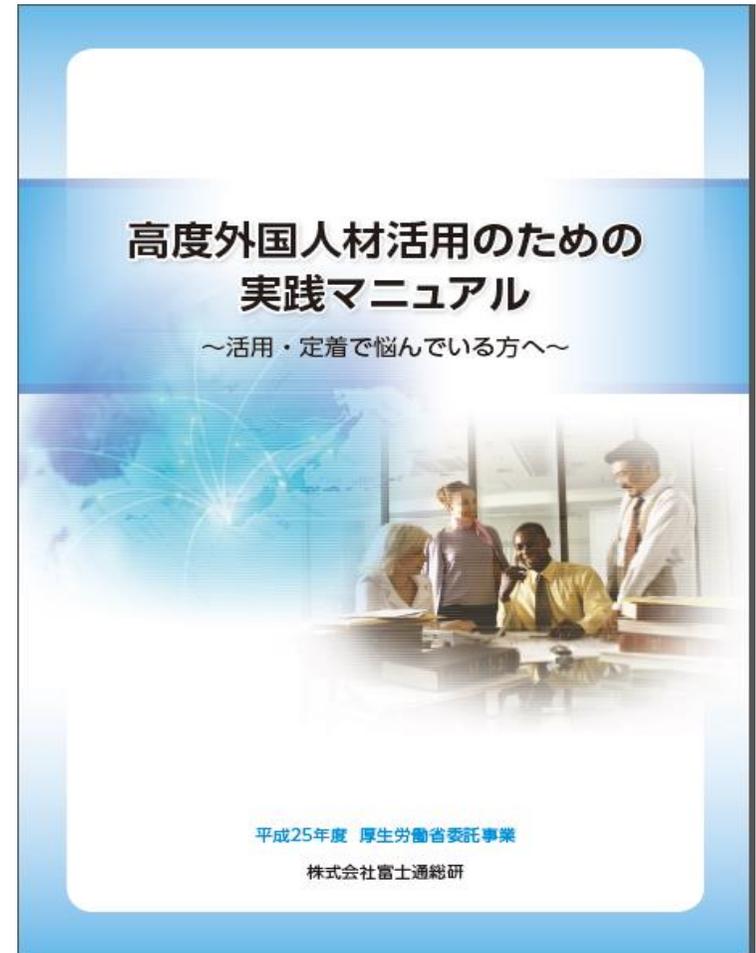
(参考資料)

ぜひご利用下さい！

- 日本人にない能力を見極め、積極的に活かしましょう！

そのために

- 外国人材ならではの活躍の場の提供
- 人材育成や配置の方針に関する納得性の高い説明
- 外国人材が溶け込みやすい職場作り
- 日本語能力を高める支援



実践マニュアルは、厚生労働省ウェブページからダウンロードできます！

「厚労省 実践マニュアル」で検索！